

全国がん登録について

I がん登録等の推進に関する法律（以下、法という）の概要

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

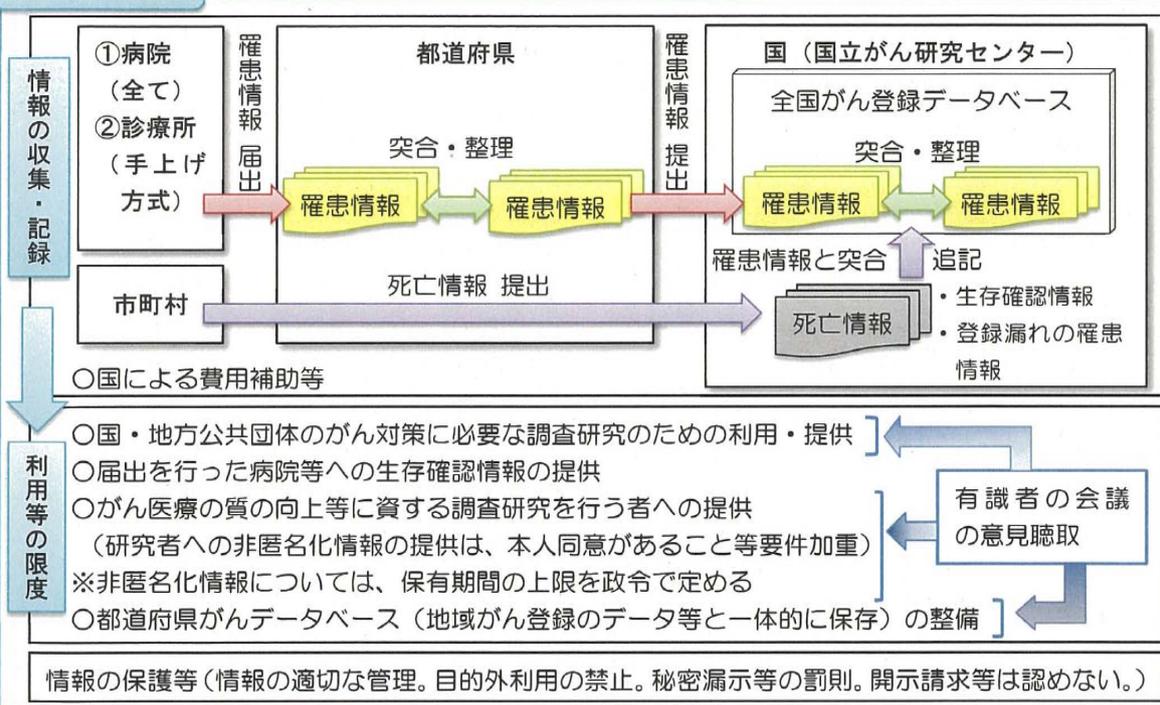
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

➡国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、がん対策を科学的知見に基づき実施

□地域がん登録（現行）と全国がん登録の相違

		地域がん登録（現行）	⇒	全国がん登録
実施の根拠		健康増進法及び同法に基づく都道府県が定める要綱等	→	がん登録等の推進に関する法律
根拠法令		健康増進法（第16条） 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。	→	がん登録等の推進に関する法律（第8条） 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに登録されるべき登録情報を厚生労働大臣に提出しなければならない。
県による届出受付		任意の取組（自治事務）	→	法律に基づく業務（法定受託事務）
医療機関が行う届出の位置付け		病院及び診療所はがん患者の罹患情報を県に提出（任意の協力）	→	全病院にがん罹患情報の届出を義務化、及び知事により届出することの指定を受けた診療所（指定を受けるかどうかは任意）は、がん患者の罹患情報を都道府県に提出
登録情報の管理者		都道府県知事	→	厚生労働大臣
情報の登録単位		都道府県ごとに別々に登録	→	国が一元登録
登録データベースシステム		研究班が開発した国がん管理の標準DBS利用を推奨	→	全国がん登録システム
患者の自己情報に関する請求権		登録拒否権、削除請求権、開示請求権は都道府県が個人情報保護条例等に基づいて対応	→	登録拒否権、削除請求権、開示請求権は認めない
罹患情報	届出項目	各県が設定（多くは全国地域がん登録協議会が推奨する標準項目（25項目）を採用	→	法令で規定（26項目）
	届出期限	各県が設定	→	法令で規定（診断日の属する年の翌年末）
	無届であることへの措置	なし	→	違反勧告、施設名公表
	医療機関への情報提供に対する報酬等	DPC病院の地域医療係数	→	未定
	医療機関からの届出の時期	任意（拠点病院は院内がん登録全国集計と合わせることを推奨）	→	診断日の属する年の翌年末
	医療機関からの届出方法	都道府県が設定（本県は紙又は電子データを郵送又はオンライン提出）	→	紙又は電子データを郵送又はオンライン提出（電子的提出推奨）
	届出先	都道府県が設定	→	医療機関の所在地の都道府県
	届出対象範囲	都道府県が設定（研究班の推奨あり）	→	・当該医療機関の初回の診断時 ・政令で定めるがんの定義
公表（全国データの集計等）		国立がん研究センターが一定の水準を満たした都道府県の分の匿名化情報を集約して推計値として算定し公表	→	全情報を国が把握、管理して公表
データ利用	登録情報の医療機関への還元	なし	→	届出患者の生死情報を得ることができる（法第20条） ⇒生存率の算定
	登録情報の利用・外部への提供	各県の個人情報保護条例に基づいて実施（本人同意等）	→	国：法に基づいて厚生科学審議会がん登録部会での意見聴取を経て実施 → 県：法に基づいて各県の審議会等での意見聴取を経て実施

□概要

■法の施行日

- ・平成 28 年 1 月 1 日施行（同日診断分より適用）

■現行（地域がん登録）との大きな違い

- ・届出の義務化（病院、指定を受けた診療所）
- ・診療所は申請に基づいて指定されたところのみが届出可能
- ・届出業務従事者が届出対象情報を漏らした場合の罰則
- ・医療機関等への情報提供（予後情報等）
- ・届出期限の設定
- ・届出対象の変更点：①患者の住所に関わりなく病院等の所在地の県がん登録室へ（法第 6 条）
②がんの種類（政令にて規定）

「がん登録等の推進に関する法律」法律第 111 号（平 25・12・13）

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 1 条（目的）

第 2 条（定義）

第 3 条（基本理念）

第 4 条（関係者相互の連携及び協力）

第 2 章 全国がん登録

第 1 節 全国がん登録データベースの整備

第 5 条 全国がん登録データベースの整備

第 2 節 情報の収集、記録及び保存等

第 6 条（病院等による届出）

第 7 条（届出の勧告等）

第 8 条（都道府県知事による審査等及び提出）

第 9 条（厚生労働大臣による審査等及び記録）

第 10 条（厚生労働大臣による審査等のための調査）

第 11 条（死亡者情報票の作成及び提出）

第 12 条（死亡者情報票との照合及びその結果の記録）

第 13 条（死亡者情報票との照合のための調査）

第 14 条（死亡者新規がん情報に関する通知）

第 15 条（全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化）

第 16 条（協力の要請）

第 3 節 情報の利用及び提供

第 17 条（厚生労働大臣による利用等）

第 18 条（都道府県知事による利用等）

第 19 条（市町村等への提供）

第 20 条（病院等への提供）

第21条（その他の提供）

第22条（都道府県がんデータベース）

第4節 権限及び事務の委任

第23条（厚生労働大臣の権限及び事務の委任）

第24条（都道府県知事の権限及び事務の委任）

第5節 情報の保護等

第25条（国等による全国がん登録情報等の適切な管理等）

第26条（国等による全国がん登録情報等の利用及び提供等の制限）

第27条（国等による全国がん登録情報等の保有等の制限）

第28条（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務）

第29条（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務）

第30条（受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等）

第31条（受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限）

第32条（受領者による全国がん登録情報の保有等の制限）

第33条（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務）

第34条（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務）

第35条（開示等の制限）

第36条（報告の徴収）

第37条（助言）

第38条（勧告及び命令）

第6節 雑則

第39条（都道府県等の支弁）

第40条（費用の補助等）

第41条（手数料）

第42条（施行の状況の公表等）

第43条（厚生労働省令への委任）

第3章 院内がん登録等の推進

第44条（院内がん登録の推進）

第45条（がん診療情報の収集等のための体制整備）

第4章 がん登録等の情報の活用

第46条（国及び地方公共団体による活用）

第47条（病院及び診療所による活用）

第48条（研究者による活用）

第5章 雑則

第49条（人材の育成）

第50条（意見の聴取）

第51条（事務の区分）

第六6章 罰則

第52条～第60条（罰則）

【法、法施行令（政令）及び法施行規則（厚生労働省令）抜粋】

（目的）

法第1条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等（がん医療及びがん検診（以下「がん医療等」という。）の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。）、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

（定義）

法第2条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

（2～10項 略）

政令第1条（がんの範囲）

法第2条第1項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

- ①悪性新生物及び上皮内がん
- ②髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
- ③卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍、 境界悪性漿液性のう胞腺腫、
境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍、 境界悪性乳頭状のう胞腺腫、
境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫、 境界悪性粘液性のう胞腫瘍、
境界悪性明細胞のう胞腫瘍
- ④消化管間質腫瘍（①に該当するものを除く。）

（基本理念）

法第3条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報（以下「がん診療情報」という。）の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を

通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

法第4条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第4項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(全国がん登録データベースの整備)

法第5条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。）並びに第15条第1項の規定により匿名化を行った情報並びに第21条第5項及び第6項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称
- 三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該がんの診療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項
- 九 当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。）
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の「附属情報」とは、次条第1項に規定する病院等から同項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。）を含む。同条第2項及び第5項並びに第7条第1項を除き、以下この章において単に「届出」という。）がされた次条第1項に規定する届出対象情報をいう。

3 第1項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。

(病院・指定された診療所) □届出の義務化について

(病院等による届出)

法第6条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

⇒詳細は後述（Ⅲ．届出対象・届出方法等について）

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。

4 第2項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、第2項の規定により指定された診療所の管理者が第1項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適當であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

省令第14条

法第6条第2項に規定する診療所の指定は、当該指定を受けようとする診療所の開設者の申請により行う。

⇒詳細は後述（Ⅱ．診療所指定について）

(病院) □勸告・公表について

(届出の勧告等)

法第7条 都道府県知事は、**病院の管理者**が前条第1項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた**病院の管理者**が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

●届出義務（法第6条）違反に対する勧告及び公表

病院については、締切までに届出がない場合には、都道府県知事は、法第7条1項により届出勧告を行い、期限内に従わなかった場合には法第7条2項の規定により病院名を公表できる。

※診療所は対象外

(病院・指定された診療所) □遡り調査について

(死亡者新規がん情報に関する通知)

法第14条 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の**厚生労働省令で定める**都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の**厚生労働省令で定める事項**を通知するものとする。

省令第18条 法第14条の厚生労働省令で定める都道府県知事は、死亡者情報票に係る死亡診断書若しくは死体検案書の作成に係る病院若しくは診療所その他の施設の所在地若しくは医師の住所地の都道府県知事又は死亡者情報票に記載された死亡の時ににおける当該死亡者の住所地の都道府県知事及び当該都道府県知事が法第16条の規定により市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めた結果判明した死亡者新規がん情報に係る当該がんの初回の診断が行われた病院等の所在地の都道府県知事とする。

2 法第14条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 死亡診断書の作成に係る病院若しくは診療所その他の施設の名称及び所在地又は医師の住所地
- 二 当該死亡者新規がん情報に係る死亡者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに当該死亡者の死亡した日及び死亡の原因

●「遡り調査」の位置付けと対応（法第6条、法第14条）

- ・遡り調査は届出漏れの指摘と位置付けられ、「遡り調査票」は届出票と同義である。
- ・都道府県は法第14条の通知に基づいて、病院等に指摘を行う。
- ・病院等は法第6条に基づいて届出義務を果たす。

●初回は2018年6月に実施予定。

⇒詳細は「全国がん登録届出マニュアル2016」（第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出）を参照

(共通) (協力の要請)

法第16条 都道府県知事及び第11条第1項の保健所の長は、この節（情報の収集、記録及び保存等）の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(共通) □情報提供

(病院等への提供)

法第20条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第5条第2項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第17条第1項ただし書の規定を準用する。

法第17条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

省令第20条 （都道府県がん情報の提供）

- (1) 法第20条に基づき病院等に提供しなければならない厚生労働省令で定める生存確認情報は、法第5条第1項第9号に規定する生存確認情報とする。
- (2) 法第20条に基づき病院等に提供しなければならない厚生労働省令で定める当該病院等に係る法第5条第2項に規定する附属情報は、同項に規定する附属情報すべてとする。

法第20条（要約）

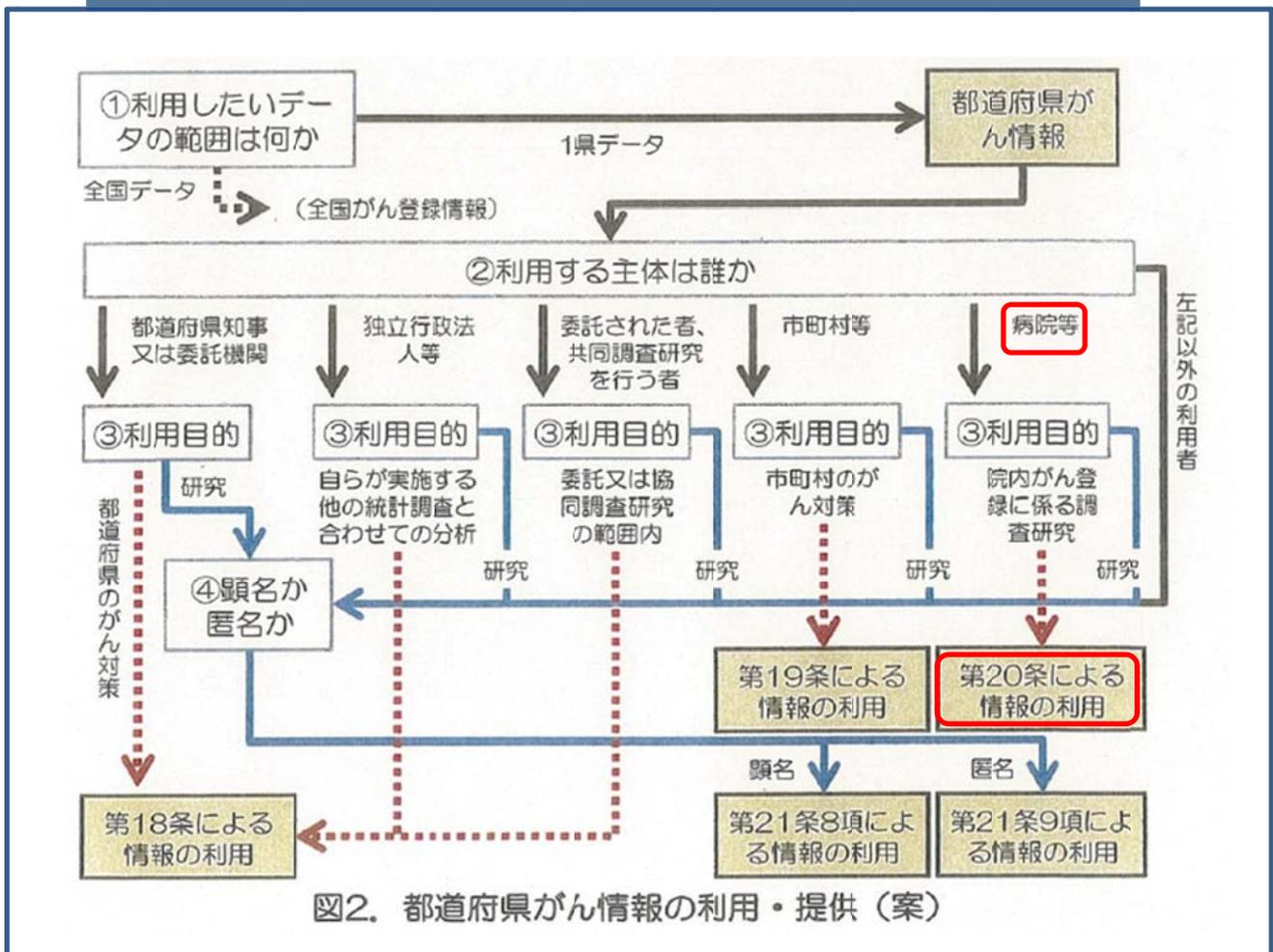
当該病院等の管理者は、都道府県知事に提供の請求をすることにより、届出したがんに係る都道府県がん情報（⇒厚生労働省令で定める生存確認情報及び附属情報に限る）の提供を受けることができる。

●病院等への都道府県がん情報の提供について（法第20条）

- ・申請方法（データ利用マニュアル参照）
- ・生存確認情報+病院からの届出情報に限る

⇒届出患者であっても、他の病院等におけるがん、診断、治療等の情報は含まない。

⇒詳細は今後、国が示す「データ利用マニュアル」を参照



（共通）□守秘義務及び罰則について

（全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務）

法第28条（第1～6項 略）

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

（罰則）

法第55条 第28条第7項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・刑法134条、保健師助産師看護師法、個人情報保護法によらず、がん登録推進法の罰則が科せられる。

刑法第134条

1. 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(共通) (全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)

法第29条 (第1～6項 略)

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(病院) (院内がん登録の推進)

法第44条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

●院内がん登録導入の可否について

- ・医療機関は届出義務化＋電子化推奨に際して、院内がん登録実施、全国がん登録の為に国立がんセンターが提供する情報管理ソフトの導入等（HOSCANR-LITE等）を検討。

(共通) (病院及び診療所による活用)

法第47条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第20条の規定により提供を受けた情報、前条第2項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。

II (診療所対象) 診療所指定について

平成 27 年 7 月 16 日 事務連絡 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書(県の指定様式)を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。例として、平成 28 年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成 27 年の締切日までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。

指定した場合には、毎年 1 月 1 日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第 14 条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。⇒指定を受けていない診療所へは遡り調査の対象外。

- ・申請書、辞退申出書は県ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し、県に提出する。

提出及び問合せ先

愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課がん対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

TEL 052-954-6326

- ・平成 28 年 1 月診断以降届出のための指定は、平成 27 年 10 月下旬～11 月に申請を受け付ける予定。

*申請受付開始については愛知県医師会及び県ホームページにて周知予定。(10月中旬頃)

Ⅲ. (共通) 届出対象・届出方法等について

詳細は10月1日付けで国から病院へ配布された「全国がん登録届出マニュアル2016」参照。

当マニュアル及び本資料で使用したスライドは県ホームページからダウンロード可能とする予定。

1. 届出の必要な病院等

すべての病院（法第6条第1項）…病院等のうち、病院には例外なく届出義務がある。

指定された診療所（法第6条第2項）…開設者の申請により知事が指定。

2. 届出対象

(1) 届出の必要な疾病

原発性の悪性新生物その他政令で定める疾病

①悪性新生物及び上皮内がん

②髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍

③卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）

境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍、境界悪性漿液性のう胞腺腫、

境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍、境界悪性乳頭状のう胞腺腫、

境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫、境界悪性粘液性のう胞腫瘍、

境界悪性明細胞のう胞腫瘍

④消化管間質腫瘍

(2) 届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

また、当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合は届出が必要。

初回とは

- ・当該病院等において、当該がんに関する初めての、診断及び／又は治療等の診療行為のこと。
- ・入院・外来を問わず、自施設において当該腫瘍について、初診し、診断及び／又は治療等の対象となった腫瘍が届出の対象。

診断とは

- ・当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」と診断及び／又は治療等の診療行為を行っていることで、必ずしも病理的な確定診断を要しない。
- ・画像診断、血液診断、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含む。
- ・転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出る。

多重がんとは

同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんと定義する。多重がんには、異なる部位(臓器・器官)にそれぞれ独立した原発性のがんが存在する場合、又は同じ部位に2つ以上の異なる組織形態のがんが独立して存在する場合がある。

(参考) 届出が不要な患者

当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び/又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はない。

3. 届出情報の作成時期

届出対象の患者について当該病院等が、当該がんに関して計画した一連の診断及び/又は治療等の初回の診療行為が終了したときに作成。

届出情報の作成時期の例	情報の作成時期
例	
自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明	・他施設に紹介時 ・患者来院中断が明らかになった時
自施設で初回治療を開始	・計画された一連の初回治療の終了時 ・初回治療方針「経過観察」の決定時
他施設で初回治療開始後に自施設に受診して初回治療を継続	・計画された一連の初回治療の終了時
他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診	・自施設受診時
剖検で初めて発見されたがん	・診断確定時

4. 届出の期間

当該がんの診断年の翌年12月末まで

(例) 診断日	届出期限
2016年 1月 10日	→2017年 12月 31日
2016年 12月 28日	→2017年 12月 31日
2017年 1月 5日	→2018年 12月 31日

5. 届出の時期

院内がん登録を行っている病院等で、院内がん登録情報の一部を全国がん登録にまとめて届け出る場合、当該がんの診断年の翌年9月末までの届出にご協力ください。

その他の場合、当該病院等が当該がんに関して計画した一連の診断及び/又は治療等の初回の診療行為が終了したとき、届出情報を作成し、随時届け出てください。

(例) 病院等の別	2016年診断症例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2017年8月末日まで
その他の院内がん登録実施病院等	2017年9月末日まで
上記以外	随時

6. 届出提出先

愛知県（がんセンター研究所内がん情報研究室）

※患者住所地に関わらず、当該医療機関の所在地の知事に届出。

7. 届出情報の提出形式

- ① csv ファイル（病院等が登録している院内がん登録情報から抽出したもの）
- ② 指定の届出書式（pdf ファイル）

※届出情報の作成においては、国立がん研究センターの Web ページ内の『全国がん登録届出支援サイト』を利用すること。

『全国がん登録届出支援サイト』にて提供される機能

- ・ 院内がん登録情報からの届出用 csv ファイルの暗号化ツール⇒上記①を作成
- ・ 電子届出票（pdf ファイル）の作成機能⇒上記②を作成
- ・ 届出申出書（pdf ファイル）の作成

※原則として①又は②の方法によるが、例外的に所定の OCR 用紙に手書き記入して提出することも可。OCR 用紙による提出を希望する場合は県に請求すること。ただし、OCR 用紙には連番が付してあり、増刷、複写による利用は不可。その際には「全国がん登録届出支援サイト」にて「届出申出書」を作成、印刷し同封する。また提出には必ず追跡サービス付き郵便を利用する。

↓『全国がん登録届出支援サイト』にて作成する届出申出書

発行日付	2015年11月30日
有効期限	2015年11月30日

<<チェックが完了していません>>
右下の「確定」ボタンを押してください

全国がん登録 届出申出書

届出種別を選択してください

届出種別 届出票 CSVファイル添付

電子届出ファイルの使い方

■届出票

- 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
- 届出票に情報を入力してください
※最大10件まで入力できます
- 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください

■CSVファイル添付

- 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
- CSVファイルを添付してください
- 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください

病院・届出担当者情報を入力してください

病院等の名称	国立がん研究センター中央病院
病院等の所在地	
管理責任者氏名	
届出担当者氏名	
届出担当者電話番号	
届出担当者メールアドレス	
届出担当者FAX	
届出件数	
添付ファイル数	
コメント	

(全半角256文字)

初期化 確定

【届出申出書】全国がん登録では、届出の際に届出情報に加え、病院等の所在地及び管理者の氏名も届け出る必要がある（省令第11条）。届出申出書は「全国がん登録届出支援サイト」にて作成する。

↓『全国がん登録届出支援サイト』にて作成する電子届出票

チェックすると入力できるようになります

全国がん登録届出票①

①病院等の名称		国立がん研究センター中央病院	
②診療録番号		123456 (全半角16文字)	
③カナ氏名		シ ツキジ (全角カナ10文字)	メイ トミオ (全角カナ10文字)
④氏名		氏 塚地 (全角10文字)	名 富雄 (全角10文字)
⑤性別		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 2. 女性	
⑥生年月日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明治 <input type="checkbox"/> 2. 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 5 年 1 月 1 日	
⑦診断時住所		東京都中央区塚地5-1-1 NOCアパートメント (全半角40文字)	
腫瘍の種類	⑧側性	<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input checked="" type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明	
	⑨原発部位	胃、小腸	
	⑩病理診断	腺癌 異型度Ⅲ 低分化	
診断情報	⑪診断施設	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 自施設診断 <input type="checkbox"/> 2. 他施設診断	
	⑫治療施設	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8. その他	
	⑬診断根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2. 転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3. 細胞診 <input type="checkbox"/> 4. 部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5. 臨床検査 <input type="checkbox"/> 6. 臨床診断 <input type="checkbox"/> 9. 不明	
	⑭診断日	<input checked="" type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平成 2016 年 1 月 4 日	
	⑮発見経緯	<input checked="" type="checkbox"/> 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4. 首診発見 <input type="checkbox"/> 8. その他 <input type="checkbox"/> 9. 不明	
進行度	⑯進展度-治療前	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input checked="" type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明	
	⑰進展度-術後病理学的	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input checked="" type="checkbox"/> 660. 手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明	
初回治療	⑱外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	⑲観血的治療の範囲	<input type="checkbox"/> 1. 原発巣切除 <input type="checkbox"/> 4. 姑息的な観血的治療 <input checked="" type="checkbox"/> 6. 観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9. 不明	
		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
⑳その他治療	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
㉑死亡日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平成 年 月 日	
備考		国立がん研究センター西病院に初回治療を目的に紹介 (全半角128文字)	

原発部位・病理診断はプルダウン選択方式（自動コーディング）。診断した腫瘍がそこにはない場合には備考欄に記入。

8. 届出の方法

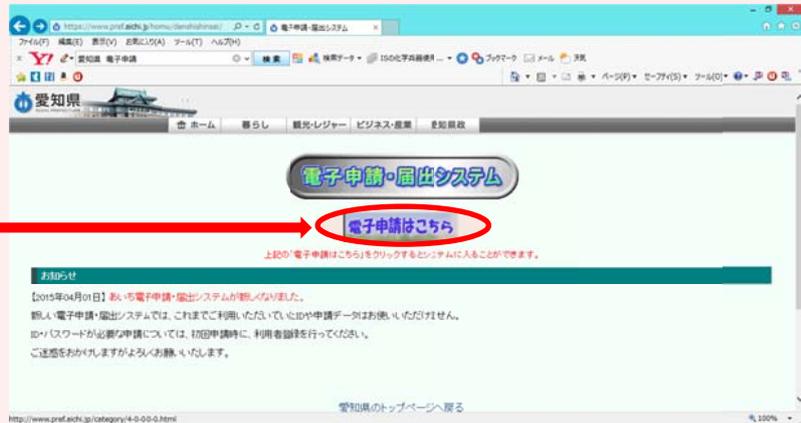
都道府県ごとにセキュリティに配慮した方法で届出用ファイルの提出・受領体制を整備。

本県では、『愛知県電子申請・届出システム内の「全国がん登録届出サイト（仮称）」』により、『全国がん登録届出支援サイト』にて作成した csv ファイル、pdf ファイルの提出・受領を予定。

①検索サイトにて

「愛知県 電子申請」と検索

②「電子申請はこちら」をクリック



③「愛知県」をクリック



『あいち電子申請・届出システム』

→④手続き名「がん登録」と入力

→⑤検索

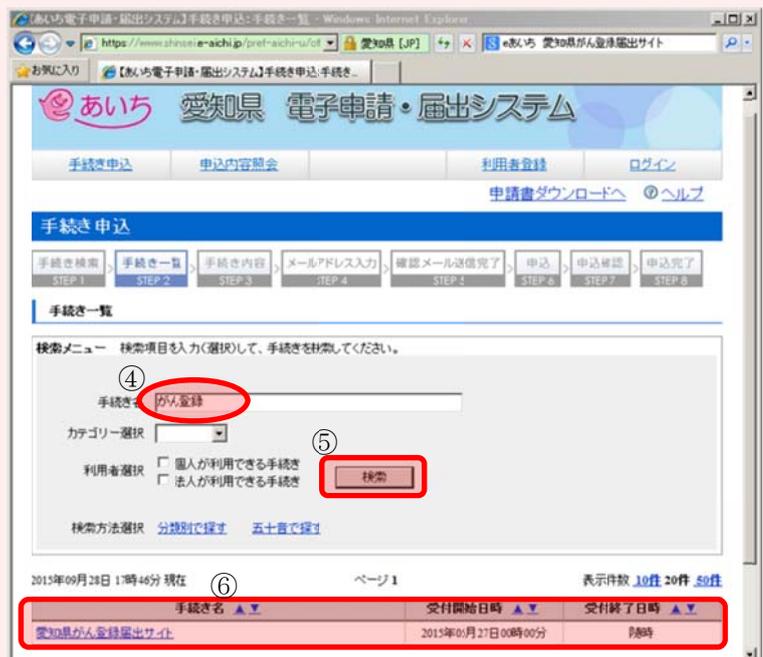
→⑥手続き名に

現行の「愛知県がん登録届出サイト」と

「全国がん登録届出サイト」が表示されるので、

全国がん登録情報については

「全国がん登録届出サイト」にて提出すること。



9. 届出項目について（地域がん登録との対比）

地域がん登録 登録項目			全国がん登録 届出項目（地域がん登録項目を基準に並べ替え）	
項目番号 項目名	区分		項目番号 項目名	区分
1 医療機関名			1 病院等の名称	
2 カルテ番号			2 診療録番号	
		→新設	3 カナ氏名	
3 漢字姓・名			4 氏名	
4 性別	1 男、2 女		5 性別	1 男 2 女
5 生年月日	日付		6 生年月日	
6 診断時住所	住所		7 診断時住所	
7 初発・治療開始後	1 初発内容、2 治療開始後・再発	→削除		
		→新設	11 診断施設	1 自施設診断 2他施設診断
		→新設	12 治療施設	1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 2 自施設で初回治療を開始 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診 8 その他
8 初回診断日	日付	→変更	14 診断日	自施設診断日又は当該腫瘍初診日
9 自施設診断日	日付			
10 発見経緯	1 がん検診 2 健診・人間ドック 3 他疾患の経過観察中 4 剖検 9 自覚症状・その他・不明	→内容変更	15 発見経緯	1 がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3 他疾患の経過観察中の偶然発見 4 剖検発見 8 その他 9 不明
11 診断名(原発部位名)	テキスト*、もしくは、コードによる提出		9 原発部位	テキスト又はICD-O-3 局在コードによる提出
12 側性	1 右側、2 左側、3 両側、9 不明	→内容変更 (側性なしを新設)	8 側性	1 右側 2左側 3両側 7側性なし 9不明(原発側不明を含む)
13 進展度(臨床進行度)	0 上皮内 1 限局 2 所属リンパ節転移 3 隣接臓器浸潤 4 遠隔転移 9 不明	→内容変更	16 進展度・治療前	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 777 該当せず 499 不明
		→内容変更	17 進展度・術後病理学的	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 660 手術なし又は術前治療後 777 該当せず 499 不明

地域がん登録 登録項目			全国がん登録 届出項目(地域がん登録項目を基準に並べ替え)			
項目番号	項目名	区分	項目番号	項目名	区分	
14	組織診断名	テキスト*, もしくは、ICD-O-3-M コード	10	病理診断	テキスト又はICD-O-3 形態コードによる提出	
15	診断根拠	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 3 細胞診 4 部位特異的な腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断	→9 不明を追加	13	診断根拠	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 3 細胞診 4 部位特異的な腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明
16	外科的治療の有無	1 有、2 無、9 不明		18	外科的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
17	体腔鏡的治療の有無	1 有、2 無、9 不明		19	鏡視下治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
18	内視鏡的治療の有無	1 有、2 無、9 不明		20	内視鏡的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
19	外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の結果	原発巣切除(1 治癒切除、2 非治癒切除、3 治癒度不明)、4 姑息・対症療法・転移巣切除・試験開腹、9 不詳	→内容変更	21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	1 原発巣切除 4 姑息的な観血的治療 6 観血的治療なし 9 不明
20	放射線	1 有、2 無、9 不明		22	放射線療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
21	化学療法	1 有、2 無、9 不明		23	化学療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
22	免疫療法	1 有、2 無、9 不明	→削除			
23	内分泌療法	1 有、2 無、9 不明		24	内分泌療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
24	その他	1 有、2 無、9 不明		25	その他の治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
25	死亡日	日付		26	死亡日	

* テキストとは、日本語や英語などの文字情報を指す。

10. 全国がん登録届出項目一覧

全国がん登録		
項目番号	項目名	区分
1	病院等の名称	
2	診療録番号	
3	カナ氏名	
4	氏名	
5	性別	1 男 2 女
6	生年月日	
7	診断時住所	
8	側性	1 右側 2 左側 3 両側 7 側性なし 9 不明(原発側不明を含む)
9	原発部位	テキスト又はICD-O-3局在コードによる提出
10	病理診断	テキスト又はICD-O-3形態コードによる提出
11	診断施設	1 自施設診断 2 他施設診断
12	治療施設	1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 2 自施設で初回治療を開始 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 8 その他
13	診断根拠	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 3 細胞診 4 部位特異的腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明
14	診断日	自施設診断日又は当該腫瘍初診日
15	発見経緯	1 がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3 他疾患の経過観察中の偶然発見 4 剖検発見 8 その他 9 不明
16	進展度・治療前	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 777 該当せず 499 不明

項目番号	項目名	区分
17	進展度・術後病理学的	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 660 手術なし又は術前治療後 777 該当せず 499 不明
18	外科的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
19	鏡視下治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
20	内視鏡的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	1 原発巣切除 4 姑息的な観血的治療 6 観血的治療なし 9 不明
22	放射線治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
23	化学療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
24	内分泌療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
25	その他の治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
26	死亡日	

(以降、スライドは国立がんセンターが提供する「届出マニュアル」解説資料より)

IV. (共通) 医療機関へのお知らせ

■今後のスケジュール【平成 27 年 5 月 担当者研修資料より引用】

平成 28 年 (2016 年)

- 1 月 法施行
院内がん登録未実施病院・診療所等からの 2016 年症例届出開始
- 7 月 【地域がん】院内がん登録からの 2015 年届出票の提出

平成 29 年 (2017 年)

- 1 月 院内がん登録未実施病院・診療所等からの 2017 年症例届出開始
- 7 月 院内がん登録からの 2016 年届出票の提出
- 12 月 院内がん登録未実施病院等からの 2016 年症例届出締切

平成 30 年 (2018 年)

- 1 月 【県】2016 年症例都道府県入力～照合～集約締切
院内がん登録未実施病院・診療所等からの 2018 年症例届出開始
- 2～3 月 同一人物確認通知 (法第 13 条)、調査開始
- 6 月 【県】DCN 症例通知 (法第 14 条)、遡り調査開始
(DCN とは=死亡票で死因にがんと記載があるが届出票がない者)
- 7 月 院内がん登録からの 2017 年届出票の提出
- 9 月末 【県】遡り調査の結果に基づく入力～照合～集約締切
- 12 月末 2016 年症例データ確定
院内がん登録未実施病院・診療所等からの 2017 年症例届出締切

平成 31 年 (2019 年)

- 1 月 【県】2017 年症例都道府県入力～照合～集約締切
院内がん登録未実施病院・診療所等からの 2019 年症例届出開始
- 1～3 月 【県】2016 年症例データ報告
【県】利用・提供開始

■全国がん登録に関する情報提供 WEB サイトの案内

●全国がん登録 WEB サイト

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/index.html

- ・国立がん研究センターより配布された「全国がん登録届出マニュアル」の pdf 版や補助教材等が掲載される。

●愛知県全国がん登録 WEB サイト（「愛知県 全国がん登録」で検索）

<http://www.pref.aichi.jp/0000086507.html>

- ・本県からのお知らせ
- ・本説明会等の資料
- ・各種様式（診療所指定申請書等） などを掲載予定。

■現行の愛知県がん登録事業の継続

平成 27 年（2015 年）12 月 31 日診断分までは現行どおり地域がん登録として継続。

- ・届出票、提出方法等、現行どおり受け付ける。

■県主催研修会の案内

登録実務者向けの研修会を開催予定

- ・平成 28 年 1~3 月（同一内容で 3 回）
- ・主な内容

詳細な届出項目の解説（特になん種として登録することとなった消化管間質腫瘍や一部の卵巣腫瘍などの解説、など）、届出支援サイトの使い方、登録患者の見つけ出し、など。